

プログラム受講契約書

(以下「甲」という。)と株式会社アウトオブザブルー(以下「乙」という。)は、次のとおり乙が開催するプログラムの受講に関する契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (目的)

甲は、乙に対し、以下のプログラムのうち「」のプログラム(以下「本プログラム」という。)への参加を申し込み、乙は甲が本契約を遵守することを条件として、これを承諾したため、本契約を締結する。

A プレミアムコース (税込受講料: 金99万円) (一括払い: 74万円)

B ベーシックコース (税込受講料: 金77万円) (一括払い: 57.7万円)

第2条 (本プログラムの内容)

本プログラムの内容は、別途乙よりLINE等の連絡手段により指定する。ただし、本プログラムの趣旨に鑑み、プログラムの内容を変更することができるものとする。

第3条 (受講料)

- 1 甲は、本契約締結時において、第1条に規定する受講料(以下「受講料」という)を一括して乙の指定する口座へ振り込む方法又はクレジットカードを利用した方法により支払う(振込手数料は甲負担)。ただし、乙が、分割による支払いを認めた場合には、乙の指定するクレジットカードを利用した方法により支払うものとする(甲は、乙に対し、理由の如何を問わず、受講料全額を支払わなければならない)。
- 2 甲及び乙は、受講料に関し、返金保証特約がある場合又は本契約に定める場合を除き、いかなる事由のある場合でも乙は一切返金しないことを確認する。
- 3 受講料を分割払いとする場合、甲が所定の分割金の支払を合計して2回以上怠ったときは(分割金の支払を一部でも怠った場合を含む)、当然に期限の利益を失い、甲は、乙に対し、第1条に規定する受講料から既払金を控除した残金及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならないものとする。

第4条 (受講条件等)

- 1 本プログラムの受講条件は、原則として18歳以上の者とする。
- 2 甲は、本プログラムが個人事業主、法人を対象にしたサービスであることを理解し、甲自身がこれに該当し、甲自身の営業のために又は営業として受講することを表明し保証する。
- 3 本プログラムを受講したことにより、甲に発生した一切の損害は甲本人に帰属するものとする。
- 4 甲は、本プログラムの受講により、利益又は効果が保証されるものではないことを理解した上で本プログラムを受講する。
- 5 甲及び乙は、乙が本プログラムにおいて行った指導等の内容に関する情報及び成果物については、甲の責任と負担においてのみ利用することができるものとし、第三者へ開示又は利用させることができないことを確認する。

第5条 (解除)

- 1 乙は、甲が以下の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲に対する催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - ① 本契約の一つにでも違反したとき
 - ② 甲の申込内容に虚偽等が存在したとき
 - ③ その他、乙が、甲による本プログラムの受講を不適切と判断したとき
- 2 前項により本契約が解除された場合であっても、乙は既に支払われた受講料の返還義務を負わないものとする。

第6条 (禁止行為)

乙は、以下の項目を禁止事項と定め、本プログラムの受講中、受講終了後を問わず、甲は、該当行為を行わないことを確認する。

- ① 他の受講者及び関係者に迷惑となる行為、本プログラムの進行を妨げる行為、乙及び他の受講者に対する批判・誹謗中傷等の行為
- ② いかなる事由を問わず、本プログラムの途中で退席等した場合の受講料返還を請求する行為
- ③ 第4条3項における損害を乙及び乙に関わるその他スタッフに対して請求する行為

- ④ 乙の承諾なく、本プログラムを通じて、又は本プログラムに関連して、営利を目的とした行為、又はこの準備を行う行為（ネットワークビジネス、宗教の勧誘を含むがこれらに限られない）
- ⑤ 法律に違反する行為又は法律に違反する恐れのある行為
- ⑥ 本プログラムの内容を、方法の如何を問わず、第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、使用許諾する行為
- ⑦ その他、乙が不適切と判断した行為

第7条 （個人情報の取り扱い）

- 1 本契約に際し、乙が収集した個人情報に関しては、原則として以下の目的にのみ利用する。
 - ①アフターサービス、新商品、サービスに関するお知らせのため
 - ②商品開発・マーケティング活動のため
- 2 本契約に際して、乙が収集した個人情報に関しては、第三者への提供を行わない。

第8条 （知的財産権）

- 1 本プログラムに関する著作権等の知的財産権は、すべて乙に帰属する。
- 2 本プログラムで配布する資料その他一切の教材の複写複製又は他での使用利用を禁止する。また、本プログラムの内容を写真撮影、録音、録画についても同様に禁止する。
- 3 甲は、本プログラムの内容をインターネットや出版物等を通じて公表してはならない。

第9条 （不可抗力）

本プログラムの遂行が甲又は乙の責に帰すべからざる事由により不能（一部不能を含む。）又は履行遅滞となった場合に生じた損害については、相互に賠償責任を負わない。

第10条 （反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても

該当しないことを相互に確約する。

- ① 反社会的勢力に自己の名義を利用させること
 - ② 反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること
- 2 甲又は乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - 3 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第11条（権利の譲渡禁止等）

甲又は乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、本契約により生じた契約上の地位を移転し、又は本契約により生じた自己の権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、若しくは第三者の担保に供してはならない。

第12条（協議解決）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第13条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各1通を保有することとする。

原契約の締結日時：

甲 名前：

住所：

乙 会社名：株式会社アウトオブザブルー

代表：首藤 淳

住所：静岡県浜松市西区大人見町1750-112